

総合治水をご存じですか

5月15日(木)～5月21日(水)は
総合治水推進週間です



「新川流域の特定都市河川浸水被害対策法のシンボルマーク」

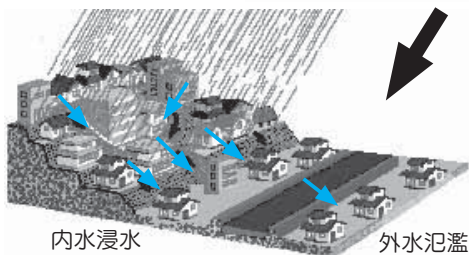
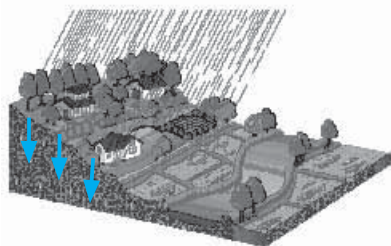
このシンボルマークは、雨のしずくを受け、水を貯め、緑をはぐむことをイメージしたものです。

進む開発と

高まる浸水被害の危険性

山林や田畑などには、雨水を一時的に貯めたり、地下に浸透させる機能が有り、河川への雨水の流出量を抑える働きをしています。

しかし、今日では開発が進み、地表面がコンクリートやアスファルトに覆われ、河川へ短い時間で多くの雨水が入ってくるようになったために、洪水の危険性が増しています。また、河川に入りきらない雨水によって、低い土地での浸水被害の危険性も増しています。このため、山林や田畑を適正に保全していくことが、河川や下水道等の整備と合わせて、非常に重要となっています。



浸水被害を防ぐための

総合治水対策

洪水や浸水を防ぐため、川幅を拡げたり、川底を掘るなどの河川の改修を行っています。ただ、それだけでは、急激な開発によって増加する雨水を安全に流すことが出来ません。そこで、流域内に雨を貯めたり、地下に浸透させる施設を作り、河川に一度に入ってくる雨水の量を減らすことが必要です。

このように、「河川の改修」と「流域内での対策」、さらに洪水や浸水が起った時の「警戒避難体制の確立」などを合わせて実施し、被害の防止を図ることを「総合治水対策」といい、新川流域では、昭和57年から愛知県や近隣市町とともに「総合治水対策」を行っています。

「特定都市河川浸水被害対策法」の適用

(平成18年1月1日から)

新川流域では、「総合治水対策」を進めてきましたが、平成12年に東海豪雨による甚大な被害を受け、さらに強力に「総合治水対策」を進めることが必要となりました。そこで、平成18年1月1日から新川流域を「特定都市河川流域」に指定し、次の取組を行うこととしました。

1. 雨水浸透阻害行為の許可等 (平成18年1月1日から)

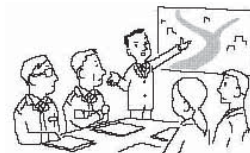
田畑など締め固められていない土地で行う500㎡以上の開発(雨水浸透阻害行為=土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)は愛知県知事等の許可が必要で、許可にあたっては、技術的基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要となります。



2. 流域水害対策計画の策定

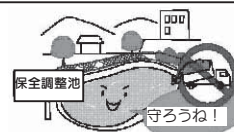
県と市町、河川と下水道が共同して、総合的な浸水被害対策を推進する計画を策定し、事業を実施します。

なお、流域水害対策計画の策定にあたっては、平成19年2月に流域内の全戸を対象に、住民アンケートを実施しました。



3. 保全調整池の指定

これまでに宅地開発指導要綱等に基づいて整備していただいた既設の防災調整池を保全調整池に指定し、保全を図ります。(平成18年度末第1次指定)



4. 都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域の指定

河川の氾濫や低地の浸水が想定される区域を指定し、区域における円滑かつ迅速な避難の確保を図ります。

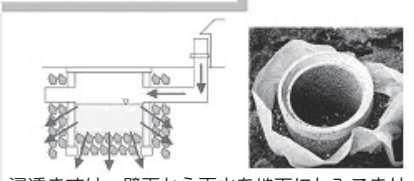


◆新川流域内にお住まいの方・事業をされる方は、これらの取組にご協力ください。

雨水を貯留したり、地下に浸透させる施設

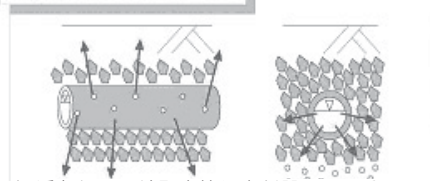
平成18年1月1日からは、「特定都市河川浸水被害対策法」の適用により500㎡以上の開発の際には、法に基づき雨水貯留浸透施設の設置が必要になりましたが、これより小規模の開発や既存宅地等での建替えの際にも、流出雨水量の抑制にご協力をお願いします。

しんとう 浸透ます



浸透ますは、壁面から雨水を地下にしみこませることができます。

しんとう 浸透トレンチ




浸透トレンチは配水管に穴が開いているので、雨水を地下にしみこませることができます。

とうすいせい 透水性舗装



透水性舗装は雨水を地下にしみこませることができます。駐車場などでは、なるべく舗装をしないことが流出制御に効果があります。

ちゅうりゅうばしょ かくほ 貯留場所の確保



この高さ分だけ雨水がたまります。
建物のあいたスペースや駐車場を少し下げることなどで、雨水がたまる場所を確保できます。

住民の方にもできる「総合治水対策」の例として、左図のようなものがあります。これらをご家庭などに設置することで、河川に一度に入ってくる雨水の量を減らすことができます。本町では、浸透ますを設置される方に、設置費用の一部を補助しています。補助金は1基につき1万5千円です。

地域の皆さんへのお願い

◆新たに下水道に接続する時には、家庭の浄化槽を雨水貯留浸透施設へ転用しましょう。



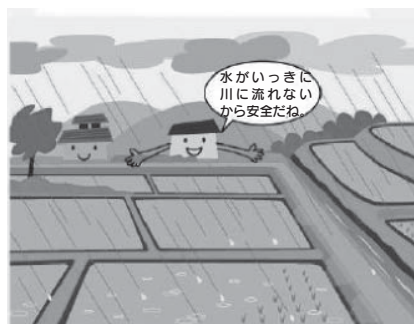
※1つの浄化槽で約1000リットルの雨水を貯めることができ、新川流域で今後10年間下水道へ接続する家庭で浄化槽を雨水貯留浸透施設へ転用すると、約5万㎡の雨水を貯留することができます。

◆風呂水を落とすタイミングは降雨時を避けましょう。



※36万世帯の風呂水の容量で雨水貯留浸透施設を設置すると約7万㎡相当となります。

◆田や畑には雨水をためて浸水被害を抑える働きがあるので、積極的に保全していきましょう。



ビジュアルボードフェアの開催

総合治水を住民の皆さんに理解していただくために、図や写真を用いたパネルの展示を行います。ぜひご覧ください。

▼日時 7月12日(土)～7月17日(木)
午前8時30分～午後5時30分

▼場所 扶桑町役場 玄関ロビー

総合治水ホームページ

総合治水に関する情報は、「新川・境川流域総合治水対策協議会ホームページ」をご覧ください。
<http://www.sougo-chisui.jp>

◆問合せ 土木課 内線2094